

## 発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年12月26日

【発行者の名称】

清鋼材株式会社  
(SUGA STEEL Co., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 星野 陽一

【本店の所在の場所】

新潟県糸魚川市寺島三丁目 8番 1号

【電話番号】

(025) 553-0121 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 山本 正人

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4番 2号

【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03) 3666-2321

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7番 1号

清鋼材株式会社

<https://www.suga-steel.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、取引所規則の枠組みが異なるため、取引所規則に規定される取引手続等が適用されない場合があります。

では、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第58期中	第59期中	第60期中	第58期	第59期
会計期間	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (千円)	1,543,804	1,280,190	1,032,916	2,971,770	2,319,805
経常利益又は経常損失(△) (千円)	694	△34,204	△62,051	△30,922	△90,360
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△) (千円)	2,030	△32,384	△60,761	△26,000	△87,931
中間包括利益又は包括利益 (千円)	△9,628	△43,176	△54,498	△36,277	△111,860
純資産額 (千円)	442,683	369,453	246,271	416,035	300,769
総資産額 (千円)	2,202,193	1,859,647	1,936,781	2,292,988	1,778,811
1株当たり純資産額 (円)	1,475.61	1,235.63	823.65	1,386.78	1,005.92
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(一)	(一)	(一)	(一)	(一)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	6.77	△107.96	△203.22	△86.67	△293.60
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	20.1	19.9	12.7	18.1	16.9
自己資本利益率 (%)	0.4	—	—	—	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	18,828	248,239	△116,140	24,948	302,128
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△93,822	△18,583	△66,662	△108,475	△76,865
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	74,477	△361,722	250,841	251,539	△390,391
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	80,561	130,412	176,294	249,717	112,886
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	79 (10)	94 (9)	85 (10)	82 (13)	93 (9)

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、第58期中間期は潜在株式が存在しないため、また、第58期、第59期中間期、第59期及び第60期中間期は1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

(注2) 自己資本利益率については、第58期、第59期中間期、第59期及び第60期中間期は親会社株主に帰属する中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

(注3) 株価収益率については、第59期中間期及び第59期については親会社株主に帰属する中間(当期)純損失を計上しているため、また、第58期中間期、第58期及び第60期中間期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注4) 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

(注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

## 2 【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2025年6月30日以降、本発行者情報提出日までにおいて、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2025年6月30日以降、本発行者情報提出日までにおいて、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	53 (10)
タイ	32 (-)
合計	85 (10)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

2025年9月30日現在

従業員数(名)	53 (10)
---------	---------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

(注2) 当社は日本地域の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当中間連結会計期間の世界経済は、地政学リスクの長期化やアメリカの通商政策、中国経済の停滞継続など懸念が残るもの、概ね緩やかな回復基調で推移しております。日本経済は、堅調な企業収益や持ち直しつつある個人消費、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調となっております。一方で、世界的な金融引き締めの影響や中国経済の減速懸念、原材料価格やエネルギーコストの高止まり、為替変動等、先行き不透明な状況が続いております。

海外鉄鋼市場は、欧州では回復の兆しが見られるものの、中国経済の停滞継続に伴う需給ギャップの拡大、米国の高関税の継続などにより、全体として市況は低調に推移しております。国内鉄鋼市場は、建設業や製造業が低調に推移し、住宅着工や機械受注についても資材価格高騰や人的資源不足などの要因から不安定な状況が続き、鉄鋼受注・生産ともに低調に推移しております。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は1,032,916千円（前年同期比19.3%減少）、営業損失は35,206千円（前年同期は営業損失31,545千円）、経常損失は62,051千円（同経常損失34,204千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は60,761千円（同親会社株主に帰属する中間純損失32,384千円）となりました。

セグメント別の業績は次の通りであります。

##### (日本)

売上高は805,184千円（前年同期比21.4%減少）、セグメント損失は37,771千円（前年同期はセグメント損失37,867千円）となりました。鉄鋼市場が低調に推移したこと等により、減収減益となっております。

##### (タイ)

売上高は227,731千円（前年同期比10.9%減少）、セグメント利益は2,564千円（同59.4%減少）となりました。鉄鋼市況が低調に推移したこと等により、減収減益となっております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は176,294千円（前連結会計年度末比63,408千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は116,140千円（前年同期は248,239千円の獲得）となりました。主な減少要因は税金等調整前中間純損失の計上61,323千円、棚卸資産の増加額54,084千円、売上債権の増加額28,142千円等、主な増加要因は減価償却費43,520千円等であります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は66,662千円（前年同期は18,583千円の使用）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出63,172千円等であります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は250,841千円（前年同期は361,722千円の使用）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入300,000千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出53,677千円等であります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比 (%)
日本 (千円)	617,758	88.4
タイ (千円)	228,768	104.7
合計 (千円)	846,527	92.3

(注) 日本セグメントに太陽光発電事業の生産実績は含めておりません。

### (2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りです。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2025年9月30日)	前年 同期比 (%)
日本 (千円)	741,376	86.3	83,013	134.1
タイ (千円)	215,506	91.2	33,082	118.7
合計 (千円)	956,883	87.4	116,096	129.3

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 日本セグメントに太陽光発電事業の受注実績は含めておりません。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	前年同期比 (%)
日本 (千円)	805,184	78.6
タイ (千円)	227,731	89.2
合計 (千円)	1,032,916	80.7

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りです。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
(株)コマテック	283,798	22.2	216,116	20.9
コベルコ建機(株)	226,511	17.7	167,434	16.2
タイ・コベルコ建機(株)	155,589	12.2	156,244	15.1
(株)アイチコーポレーション	138,880	10.8	137,993	13.4

### 3 【対処すべき課題等】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2025年6月30日以降、当中間発行者情報提出日までにおいて、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

### 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクはありません。当社株式の株東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下（1）に記載いたします。

なお、本文の将来に関する事項は当中間連結会計期間の末日時点において当社グループが判断したものです。

#### （1）J-Adviserとの契約について

当社グループは、株東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに2019年9月26日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券株を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2018年2月21日にフィリップ証券株との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

#### ＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

##### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となつた事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかつた場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適當と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

（a）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（b）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

- 甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を

生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（③b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から viii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

#### ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

#### ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

#### ⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

#### ⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

#### ⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

#### ⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

#### ⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

#### ⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権

- を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
  - c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
  - d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
  - e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
  - f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
  - g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めた場合。

⑯その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は892,034千円で、前連結会計年度末に比べ141,414千円増加しております。現金及び預金の増加62,422千円、売掛金の増加35,796千円、商品及び製品の増加17,331千円、仕掛品の増加16,071千円、原材料及び貯蔵品の増加15,952千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は1,044,746千円で、前連結会計年度末に比べ16,555千円増加しております。建設仮勘定の増加57,928千円、機械装置及び運搬具（純額）の減少28,422千円、建物及び構築物（純額）の減少12,242千円が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は848,873千円で、前連結会計年度末に比べ12,176千円増加しております。1年内返済予定の長期借入金の増加37,445千円、未払金の増加5,341千円、賞与引当金の増加4,188千円、買掛金の減少16,449千円、未払消費税等の減少15,764千円が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は841,636千円で、前連結会計年度末に比べ200,291千円増加しております。長期借入金の増加205,950千円が主な変動要因であります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は246,271千円で、前連結会計年度末に比べ54,498千円減少しております。親会社株主に帰属する中間純損失60,761千円の計上による利益剰余金の減少、為替換算調整勘定の増加6,262千円が主な変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当中間連結会計期間における売上高は1,032,916千円（前年同期比19.3%減少）となりました。日本及びタイにおいて、建設機械市況が低調に推移し、受注が減少したことにより減収となっております。

#### (売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は139,714千円（前年同期比11.2%減少）となりました。材料費率の低減等により、前年同期と比べて売上原価率が低下しております。

#### (販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は174,921千円（前年同期比7.4%減少）となりました。日本における人件費率の増加等により、前年同期と比べて売上高販管費率が上昇しております。

#### (営業利益)

当中間連結会計期間における営業損失は35,206千円（前年同期は営業損失31,545千円）となりました。売上高販管費率の上昇等により、利益が減少しております。

#### (経常利益)

当中間連結会計期間における経常損失は62,051千円（前年同期は経常損失34,204千円）となりました。これは主に営業損失の計上によるものであります。

（親会社株主に帰属する中間純利益）

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純損失は61,323千円（前年同期は税金等調整前中間純損失31,208千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は60,761千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失32,384千円）となりました。

#### （4）キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要（2）キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

### 2 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,200,000	900,000	300,000	300,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	1,200,000	900,000	300,000	300,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【M S C B等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年4月1日～ 2025年9月30日	—	300,000	—	100,000	—	55,000

#### (6) 【大株主の状況】

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
星野 陽一	東京都北区	129,000	43.14
東京中小企業投資育成㈱	東京都渋谷区渋谷3-29-22	90,000	30.10
星野 美智子	東京都北区	42,000	14.05
星野 大輝	東京都北区	28,000	9.36
株バシノー	長野県佐久市長土呂22-6	2,600	0.87
松木 豊一	新潟県糸魚川市	2,000	0.67
星野 清士	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
星野 壽子	東京都北区	1,000	0.33
林 憲人	群馬県藤岡市	1,000	0.33
渡邊 正	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
吉田 豊	新潟県糸魚川市	1,000	0.33
計	—	298,600	99.87

(注) 持株比率は自己株式1,000株を控除して計算しております。

## (7) 【議決権の状況】

### ① 【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 1,000	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 299,000	2,990	同上
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	300,000	—	—
総株主の議決権	—	2,990	—

### ② 【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合 (%)
(自己保有株式) 清鋼材(株)	新潟県糸魚川市 寺島3-8-1	1,000	—	1,000	0.33
計	—	1,000	—	1,000	0.33

## 2 【株価の推移】

月別	2025年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	—	—	—	—	—	—
最低 (円)	—	—	—	—	—	—

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2025年4月から9月までにおいては売買実績がありません。

## 3 【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表した2025年6月30日以降、本中間発行者情報提出日までにおいて、重要な役員の異動はありません。

## 第6 【経理の状況】

### 1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより期中レビューを受けております。

## 1 【中間連結財務諸表等】

### (1) 【中間連結財務諸表】

#### ①【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	113,920	176,342
受取手形	1,404	274
売掛金	175,548	211,345
電子記録債権	120,803	113,086
商品及び製品	58,158	75,490
仕掛品	25,112	41,184
原材料及び貯蔵品	246,992	262,945
その他	8,717	11,414
貸倒引当金	△40	△50
流动資産合計	750,619	892,034
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	208,252	196,010
機械装置及び運搬具（純額）	259,449	231,026
土地	455,468	451,868
リース資産（純額）	43,014	39,078
建設仮勘定	—	57,928
その他（純額）	5,158	6,600
有形固定資産合計	971,343	982,512
無形固定資産		
ソフトウエア	6,987	7,268
その他	1,275	1,275
無形固定資産合計	8,263	8,543
投資その他の資産		
投資有価証券	11,200	11,200
長期前払費用	10,487	11,048
保険積立金	17,727	22,466
その他	9,649	9,454
貸倒引当金	△480	△480
投資その他の資産合計	48,584	53,689
固定資産合計	1,028,191	1,044,746
資産合計	1,778,811	1,936,781

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	194,153	177,704
短期借入金	467,280	465,200
1年内返済予定の長期借入金	83,042	120,488
リース債務	5,639	5,579
未払金	20,310	25,651
未払費用	41,900	41,935
未払法人税等	265	265
未払消費税等	16,606	842
賞与引当金	5,440	9,628
その他	2,058	1,578
<b>流動負債合計</b>	<b>836,696</b>	<b>848,873</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	576,916	782,867
リース債務	36,659	32,718
退職給付に係る負債	19,583	18,739
繰延税金負債	8,185	7,311
<b>固定負債合計</b>	<b>641,344</b>	<b>841,636</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,478,041</b>	<b>1,690,510</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	73,758	73,758
利益剰余金	159,217	98,456
自己株式	△3,405	△3,405
<b>株主資本合計</b>	<b>329,571</b>	<b>268,809</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
為替換算調整勘定	△28,801	△22,538
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△28,801</b>	<b>△22,538</b>
<b>純資産合計</b>	<b>300,769</b>	<b>246,271</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,778,811</b>	<b>1,936,781</b>

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	1,280,190	1,032,916
売上原価	1,122,931	893,201
売上総利益	157,258	139,714
販売費及び一般管理費	※ 188,804	※ 174,921
営業損失 (△)	△31,545	△35,206
営業外収益		
受取利息	177	1,839
為替差益	15,279	—
その他	433	289
営業外収益合計	15,890	2,128
営業外費用		
支払利息	12,596	13,469
支払手数料	5,505	4,671
為替差損	—	10,383
その他	446	448
営業外費用合計	18,548	28,972
経常損失 (△)	△34,204	△62,051
特別利益		
固定資産売却益	2,995	728
特別利益合計	2,995	728
税金等調整前中間純損失 (△)	△31,208	△61,323
法人税、住民税及び事業税	265	312
法人税等調整額	910	△873
法人税等合計	1,175	△561
中間純損失 (△)	△32,384	△60,761
親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	△32,384	△60,761

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純損失（△）	△32,384	△60,761
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△10,791	6,262
その他の包括利益合計	△10,791	6,262
中間包括利益	△43,176	△54,498
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△43,176	△54,498
非支配株主に係る中間包括利益	—	—

③ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純損失 (△)	△31,208	△61,323
減価償却費	39,973	43,520
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2,264	4,188
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	1,650	△844
受取利息	△177	△2,019
支払利息	12,596	13,469
為替差損益 (△は益)	△15,279	10,383
固定資産処分損益 (△は益)	△2,995	△728
売上債権の増減額 (△は増加)	176,397	△28,142
棚卸資産の増減額 (△は増加)	144,727	△54,084
仕入債務の増減額 (△は減少)	△80,967	△14,760
未払金の増減額 (△は減少)	△4,836	1,740
未払費用の増減額 (△は減少)	3,178	1,763
未払消費税等の増減額 (△は減少)	15,849	△15,747
その他	5,779	△2,297
小計	266,951	△104,881
利息の受取額	177	2,019
利息の支払額	△15,797	△14,600
法人税等の支払額	△3,092	△265
法人税等の還付額	—	1,586
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>248,239</b>	<b>△116,140</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△13,798	△63,172
その他	△4,784	△3,489
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△18,583</b>	<b>△66,662</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△338,400	13,320
長期借入れによる収入	30,000	300,000
長期借入金の返済による支出	△42,840	△53,677
リース債務の返済による支出	△2,274	△2,615
シンジケートローン手数料の支払額	△4,802	△6,185
自己株式の取得による支出	△3,405	—
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△361,722</b>	<b>250,841</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)	12,761	△4,630
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△119,304	63,408
現金及び現金同等物の期首残高	249,717	112,886
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 130,412	※ 176,294

【注記事項】

(中間連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
給料及び賞与	43,886千円	42,090千円
役員報酬	35,723	32,304
賞与引当金繰入額	250	1,510
貸倒引当金繰入額	△20	10
減価償却費	10,487	10,641
運送保管料	27,169	26,181

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
現金及び預金勘定	130,459千円	176,342千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△47	△48
現金及び現金同等物	130,412	176,294

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力日が中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(3) 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力日が中間連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(3) 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		
	日本	タイ	計
一時点で移転される財	1,023,965	255,460	1,279,426
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	1,023,965	255,460	1,279,426
その他の収益	763	—	763
外部顧客との売上高	1,024,729	255,460	1,280,190

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント		
	日本	タイ	計
一時点で移転される財	804,420	227,731	1,032,152
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	804,420	227,731	1,032,152
その他の収益	763	—	763
外部顧客との売上高	805,184	227,731	1,032,916

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務諸表 計上額 (注2)
	日本	タイ	計		
顧客との契約から生じる収益	1,023,965	255,460	1,279,426	—	1,279,426
その他の収益	763	—	763	—	763
外部顧客への売上高	1,024,729	255,460	1,280,190	—	1,280,190
計	1,024,729	255,460	1,280,190	—	1,280,190
セグメント利益又は損失 (△)	△37,867	6,322	△31,545	—	△31,545
セグメント資産	1,642,958	570,848	2,213,807	△354,159	1,859,647
セグメント負債	930,227	759,418	1,689,646	△199,452	1,490,193
その他の項目					
減価償却費	23,504	16,468	39,973	—	39,973

(注1) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注2) セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失 (△) と調整を行っています。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	中間連結財務諸表 計上額 (注2)
	日本	タイ	計		
顧客との契約から生じる収益	804,420	227,731	1,032,152	—	1,032,152
その他の収益	763	—	763	—	763
外部顧客への売上高	805,184	227,731	1,032,916	—	1,032,916
計	805,184	227,731	1,032,916	—	1,032,916
セグメント利益又は損失 (△)	△37,771	2,564	△35,206	—	△35,206
セグメント資産	1,750,164	640,776	2,390,940	△454,159	1,936,781
セグメント負債	1,128,662	867,063	1,995,725	△305,215	1,690,510
その他の項目					
減価償却費	24,365	19,155	43,520	—	43,520

(注1) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注2) セグメント利益又は損失 (△) は、中間連結損益計算書の営業損失 (△) と調整を行っています。

### (1 株当たり情報)

1 株当たり中間純損失 (△) 及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1 株当たり中間純損失 (△)	△107.96円	△203.22円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△32,384	△60,761
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	△32,384	△60,761
普通株式の期中平均株式数 (株)	299,978	299,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益について、潜在株式が存在しないため、また、親会社株主に帰属する中間純損失であるため、記載しておりません。

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

### (2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部【特別情報】

### 第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年12月26日

清鋼材株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 長坂 尚徳  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 林田 将和

### 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている清鋼材株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、清鋼材株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められ

ないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
  - ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。